

第 8 3 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成20年 6月11日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づき、実施機関に対し、育児休業代替嘱託員就業規則（16総給第 222号）（以下「就業規則」という。）第 4条（勤務時間及び休暇）において、育児休業代替嘱託員（以下「代替嘱託員」という。）の年次休暇の付与日数を、定数内職員と同日数とした根拠について分かるものの公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- 2 同月24日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- 3 同年 7月10日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨
本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。
 - (1) 名古屋市市民経済局文化観光部文化振興室文学嘱託員設置規程に規定する文学嘱託員と代替嘱託員を比較すると、年次休暇の付与日数に差があり過ぎる。週30時間未満勤務の文学嘱託員については、労働基準法（昭和22年法律第49号）に準拠し、週30時間勤務の代替嘱託員については、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）に準拠していると受け取れるので、根拠とした行政文書があるはずである。

(2) 実施機関は、代替嘱託員の年次休暇の付与日数について、本市の他の一般的な嘱託員の年次休暇の付与日数と同様と述べるが、一般的という語句が理解し難い。再雇用嘱託員や外郭団体の非常勤嘱託員等の特殊な例を挙げて、一般的としているのではないか。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 代替嘱託員制度は、次世代育成支援の観点から育児休業をより一層取得しやすい環境を整備するため、育児休業を取得する職員の代替として嘱託員を配置することができる制度で、平成17年度に新設したものである。

2 代替嘱託員の年次休暇の付与日数は、週勤務日数が 5日の場合、年間20日としている。これは本市の他の一般的な嘱託員の年次休暇の付与日数と同様であり、就業規則の決裁の中で承認され、確定している。

したがって、代替嘱託員の年次休暇の付与日数を決定するに当たり、定数内職員と同等とした根拠という本件公開請求に係る行政文書は存在しない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件異議申立ての対象となる行政文書について

(1) 異議申立人が請求している行政文書は、就業規則第 4条（勤務時間及び休暇）において、代替嘱託員の年次休暇の付与日数を、定数内職員と同日数とした根拠について分かるものである。

(2) 当審査会の調査によると、代替嘱託員の年次休暇の付与日数に関し、次の事実が認められる。

ア 代替嘱託員の勤務日は、育児休業代替嘱託員就業規則の一部を改正する規則（20総給第 161号）による改正前の就業規則第 4条第 3項において準用する再雇用嘱託員就業規則（60総給第39号）第 4条に基づき、原則として、1週間に 5日とされている。そして、就業規則第 4条第 1項において、委嘱期間が11箇月超12箇月以下で、週 5日勤務の場合は、年間20日の年次休暇が付与されている。

イ これは、代替嘱託員の勤務時間は、定数内職員と比較して短いものの、

その職務の内容は、定数内職員に準じるものであることから、処遇上、定数内職員と同等の年次休暇を付与しているものであるが、就業規則の制定決裁の中で、その旨は記載されていない。

(3) 以上のことから、本件異議申立ての対象となる行政文書は、存在しないと認められる。

3 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成20年 7月15日	諮問書の受理
7月23日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
8月28日	実施機関の弁明意見書を受理
9月 4日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
9月12日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
平成21年 1月13日 (第98回審査会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
2月10日 (第99回審査会)	調査審議
11月10日 (第107回審査会)	調査審議
11月26日	答申